

人民検察院法

(改正版)

第I編

総則

1条 (改正) 目的

この法律は、検察職務の遂行が効率的であることを保証し、政府、社会ならびに市民の正当な利益を保護することにターゲットを置き、社会の治安を守り秩序をもたらし、法的な正義を拡大させ、国家の保全と開発に貢献するために、人民検察院の実施、行動ならびにモニタリング調査に関する原則、規則、規定ならびに処置を規定するものである。

2条 人民検察院

人民検察院は政府機関で全国において法律の順守と施行についてモニタリング調査する職務を行っている、そして法律に従って起訴された者を裁判にかける命令を出す。

3条 (改正) 用語の定義

この法律文の中で使用されている用語の意味は、以下の通りである。

- ພະນັກງານ-ລັດຖະກອນອົງການໄອຍະການປະຊາຊົນ「人民検察院の職員 - 公務員」とは、検察院長官検察院副長官、検察官、検察官補、法律専門職員、管理職員ならびに軍検察院職員の意味である。
- ພະນັກງານໄອຍະການປະຊາຊົນ「検察官」とは、任命を受けて法律と検事総長からの委譲に沿って、モニタリング調査、取り調べならびに審理に出る職務を行う職員である。
- ຜູ້ຊ່ວຍພະນັກງານໄອຍະການປະຊາຊົນ「検察官補」の意味とは、任命を受け人民検察院職員を補助する業務を委譲された職員である。
- ພະນັກງານໄອຍະການທະຫານ「軍検察院職員」の意味とは、軍検察院長官、軍検察院副長官、軍検察

院検察官、軍検察院検察官補、法律専門職員、管理職員の意味である。

- ນິຕິທຳ「順法」の意味は、正しくそして厳格に法律を尊重し実施することである。
- ຄຳສັ່ງພ້ອງ「起訴命令」の意味は、裁判所で審査するために検察院長官によって起訴命令を出す、起訴事項を起訴された者に対して定める。
- ຄຳທະແຫຼງ「発表」の意味は、検察院長官の文面化された意見で法廷に対して行うもので被告の罪を分離特定したものである。
- ສະຖານທີ່ກັກຕົວ「留置場」の意味は、被疑者の身柄を法律の定めたように管理する場所を意味する。
- ສະຖານທີ່ກັກຂັງ「拘置場」の意味は、最終判決が下されるまでの裁判期間中、起訴された者あるいは被告を拘置する場所を意味する。
- ຄ້າຍດັດສ້າງ「矯正施設」の意味は、裁判所の最終的判決に沿って罪人に罪を科す場所である。
- ສູນດັດສ້າງ「矯正センター」の意味は、罪状が軽い刑事罰を犯した者に対する研修教育、行政的矯正を行う場所である。

4条 (改正) 人民検察院の業務に対する政府の政策

政府は、政策、法律、規則を作成し、人材を育成し、必要な予算、乗り物ならびに使用機材の提供を通じて、人民検察院の職務遂行活動に対して、様々な面で促進し便宜を図る条件を構築している、政府は法律実施モニタリング調査ならびに起訴命令を効率的に、明白にそして正しく行うことに目標を置き、政府管理、社会経済管理の強化に貢献する、またそれと共に政府、社会の利益と市民の正当な利益を保証する。

政府は、法律による行政を行う人民民主政府の安定を保証するために、法律の広報宣伝、研修教育を促進援助し国

人民検察院法

民が法律を知り、理解し、そして正しく厳格に施行できるようにする。

5条 人民検察院の行う業務の原則

人民検察院は、以下に述べる基本原則に基づいて業務活動を行う。

1. 法律の尊厳を保証する。
2. 法律施行モニタリング調査を総合的に完全にならびに過程に沿って実施することを保証する。
3. 規則に沿って明確さ、公正、時間通りならびに公開することを保証する。
4. 垂直的なラインでの中央集権統一制度と首長制度を保証する¹。
5. 犯罪者は法律に沿って罪を科せられ、ならびに罪を犯していないものは罰せられないことを保証する。
6. 業務実施において関係する機関と共同実施（コラボレート）することを保証する。

6条 起訴文と提言の検討

各レベルにおける人民検察院長は、侵害された権利を復活させるために、下記に示した組織の権利と利益を守るために、市民の正当な権利と利益を守るために、法律で規定された時間の中で政府組織、建国戦線、大衆機関、社会機関、企業ならびに市民の起訴文と提言を検討し必要な処置を講じる。

7条 (改正) 保護

モニタリング調査の参加者である報告者、ニュース情報提供者、証人、専門家等も含めて、人民検察院の職員 - 公務員は法律によって、強制、恐喝ならびに生命、健康、尊厳あるいは財産に対する危険な行為から保護されなければならない。

8条 海外協力

政府は、ラオスが加盟している国際条約や国際契約を実施することを含めて、人民検察院の業務を開発し、その質を向上させ、強固にそして近代的にするため、法律と司法面での協力、知識経験、情報、テクノロジー、研修などの交

流、あるいは、セミナー、技術面における知識と能力の向上を通じて、人民検察院の業務に関する海外、地域、外国、国際社会との協力を促進する。

第 II 編

人民検察院

第 1 章

位置、役割、権利ならびに職務

9条 人民検察院の位置と役割

人民検察院は、政府のモニタリング調査機関であり、正当性を持ち、統一させるために、そして法律に沿って起訴されたものを裁判にかける命令を出すため、各省庁、省と同等の政府組織、ラオス建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、地方行政組織、企業、市民の法律の順守と施行をモニタリング調査する役割を持つ。

10条 人民検察院の権限と職務

人民検察院の持つ権限と職務は、以下の通りである。

1. 各省庁、省と同格の政府組織、建国戦線、大衆機関、社会組織、地方行政組織、企業、市民の法律の順守と施行が正しく統一的に行われているかモニタリング調査する。このモニタリング調査を一般モニタリング調査という。
2. 捜査取り調べ機関の法律施行をモニタリング調査する。
3. 法律の中で規定されたように、ある事件全部またはその一部を捜査、取り調べる。
4. 起訴された者を裁判にかける命令を出す。
5. 裁判所における法律施行をモニタリング調査する。
6. 命令、処分、初審の判決、最終審の絶対的な判決実施のモニタリング調査をする。
7. 留置場、拘置場、矯正センター、矯正施設ならびに裁判所の矯正処置実施場の中における法律の実施について、モニタリング調査する。

ます。

¹ 政府と、県、郡の組織の関係が縦のラインで結ばれていること（指導監督関係にあること）を意味してい

8. 国家主席令に沿っての恩赦について、研究、提案、実施をモニタリング調査する。
9. 捜査取り調べ機関ならびに関係する他の機関と協力して一緒に防止の実施を行い、刑事事件あるいは犯罪と法律違反に反対する、同時にすべての犯罪が起こる原因と条件を撲滅する。
10. 新しい証拠が見つかった場合、裁判をやり直す。
11. 法律の中で定められているように権利を使い他の職務を遂行する。

第2章

人民検察院の組織制度

11条 (改正) 人民検察院の組織制度

人民検察院の組織制度は、以下のよう構成されている。

1. 最高人民検察院

2. 地方人民検察院

地方人民検察院には以下の検察院が在る。

- 高等人民検察院
- 県人民検察院、首都人民検察院
- 地域人民検察院

3. 軍人民検察院

12条 最高人民検察院

最高人民検察院は、人民検察院制度の最高モニタリング調査機関で、全国において法律の実施についてモニタリング調査を行うに際して、正しく統一的に行われるよう下位にある人民検察院と軍検察院を指導し導く役割を持つ。

13条 (改正) 最高人民検察院の権限と職務

最高人民検察院は、以下の権限と職務を有する。

1. 全国において法律施行のモニタリング調査を行う。
2. 下位にある人民検察院と軍検察院の職務遂行をモニタリング調査する。

3. 自身の責任範囲において法律内容を紹介し説明する、法律面のデータ情報を下位にある人民検察院と軍検察院に提供する。
4. 統制に便宜を図る、自身と同じクラスの人民検察院と下位のクラスの人民検察院の組織と活動を管理する。
5. 人民検察院の職員の講習とステップアップのための計画を立てる。
6. 人民検察院の業務活動、裁判統計、全国における起訴された者、矯正された者ならびに犯罪者を研究し総括する。
7. 自身の業務実施において、関係する他のセクションとコラボレートする。
8. 法律と司法に関して外国と協力関係を持つ。
9. 法律の中で規定されているように権利を行使して他の職務を実施する。

14条 (改正) 高等人民検察院

高等人民検察院とは人民検察制度の中の1つの機関である、自身が責任を持つ地域の範囲内で法律の実施が正しく統一的に行われるようにモニタリング調査の役割を持つ。

高等人民検察院は、ラオス人民民主共和国の北部地方、中部地方、南部地方に建設されている。

高等人民検察院は、首都あるいは全国いずれか一部の県を含む、各地方の高等人民検察院の位置は別規則の中で規定されている。

15条 (改正) 高等人民検察院の権限と職務

高等人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権利と職務を持つ。

1. 法律施行のモニタリング調査をする。
2. 県人民検察院、首都人民検察院の職務実行をモニタリング調査する。
3. 県人民検察院、首都人民検察院に対して、法律のデータ資料を紹介し提供する。
4. 統制に便宜を図る、自身と同じクラスの人民検察院と下位のクラスの人民検察院の組織と活動を管理する。

人民検察院法

5. 県人民検察院、首都人民検察院、裁判統計業務、起訴された者、矯正された者および犯罪者の業務実施に関係する報告の研究ならびに総括を行う。
6. 法律で定められたように権利を使い他の職務を遂行する。

16条 (改正) 県人民検察院、首都人民検察院

県人民検察院、首都人民検察院は検察院制度内の1つの組織である、県、首都の範囲において法律の施行が正しく統一的行われているかモニタリング調査しならびに起訴された者を裁判にかけ命令を出す。

17条 (改正) 県人民検察院、首都人民検察院の権限と職務

県人民検察院、首都人民検察院は、自身の責任範囲において以下の権限と義務を有する。

1. 法律施行のモニタリング調査を行う。
2. 地域人民検察院の職務遂行をモニタリング調査する。
3. 地域人民検察院に法律面での知識情報を勧め提供する。
4. 統制に便宜を図る、自身の地域人民検察院と他の地域人民検察院の組織と活動を管理する。
5. 地域人民検察院の業務実施に関係する報告の研究ならびに総括を行う、裁判統計業務、起訴された者、矯正された者および犯罪者などである。
6. 法律で定められたように権利を使い他の職務を遂行する。

18条 (改正) 地域人民検察院

地域人民検察院とは人民検察院制度の中の1つの機関である、自分の管轄範囲において法律の施行が正しく統一に行われているかモニタリング調査し、および起訴された者を裁判にかけ命令を出すという役割を持つ。

地域人民検察院は、地理的、社会経済の発展あるいは裁判の増加に沿って複数の郡、テーサバーン、ナコーン統合して1つの地域にすることにより作られたものである。

郡、テーサバーン、ナコーンのどれかが条件を満たせば、検察院をそこに建設することができる。

法律の中で規定されたように地域検察院の義務と職務を実施するために地域検察院が存在しない郡、テーサバーン、ナコーンには最高人民検察院長官の任命に沿って、人民検察院職員あるいは地域検察院の法律専門職員の合計3人から5人が常駐する。

19条 (改正) 地域人民検察院の権限と職務

地域人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と義務を有する。

1. 法律施行のモニタリング調査を行う。
2. 統制に便宜を図る、組織と活動を管理する。
3. 職務業務実施について研究し総括する、裁判統計の収集、起訴された者ならびに犯罪者。
4. 法律の中で規定されたように権利を使い業務を遂行する。

建設された郡人民検察院、テーサバーン人民検察院、ナコーンバーン人民検察院は、地域人民検察院と同じ権限と職務を有する。

20条 (改正) 軍検察院

軍検察院は人民検察院制度内の1つの組織である、軍検察院法の中で規定されているように組織制度、位置、役割ならびに職務、組織の構成と人材がある。

第3章

組織構成と人材

21条 (改正) 組織構成

人民検察院には、以下の構成組織がある。

1. 最高人民検察院は、人民検察院委員会、官房室、複数の局、検察研究 - 検察院研修所ならびに複数の課がある。
2. 高等人民検察院は、人民検察院委員会、官房室、複数の課がある。
3. 県人民検察院、首都人民検察院は、人民検察院委員会、官房室、複数のセクションがある。
4. 地域人民検察院は、人民検察院委員会、官房室、複数のユニットがある。

建設された郡人民検察院、テーサバーン人民検察院、ナコーン人民検察院には、地域人民検察院と同じ組織構成がある。

人民検察院と郡駐在地域人民検察院職員の活動は、別規則の中で規定されている。

22条 (改正) 最高人民検察院委員会

最高人民検察院委員会は、最高人民検察院の組織であり、人民検察院制度の活動が効果的に実施されることを保証するために、人民検察院の業務に関する重要で戦略的な問題に合意する役割を持っている。

最高人民検察院委員会は、最高人民検察院長官の提言に沿って国民議会常務委員会が任命者となり、最高人民検察院長官を議長とし、最高人民検察院副長官全員が副議長となり、官房室長、局長全員と最高人民検察院の一部の人民検察職員が委員となっている。

最高人民検察院委員会の総メンバー数は、15人を超えないこと。

最高人民検察院委員会は、最高人民検察院委員会議長の招集によって少なくとも3カ月に1回開催される会議の活動によって実施される。

最高人民検察院委員会会議の議決は、多数決をもってなされる。採決票が同数の場合は、最高人民検察院委員会議長の意見を仲裁案として採用する。

23条 (改正) 地方人民検察院委員会

地方人民検察院委員会は、地方検察院の組織であり、地方検察院制度の活動を効率的にするために、重要で戦略的な人民検察院の業務について許可する役割を持つ。

地方人民検察院委員会は、地方人民検察院長の提言に沿って、最高人民検察院長官の任命により、人民検察院長を議長、副人民検察院長全員を副議長として、官房室長、全課長、セクション長、ユニット長ならびに地方検察院の一部の職員を委員とする。

地方人民検察院委員会のメンバーの総メンバー数は、9人を超えないこと。

地方人民検察院委員会は、地方人民検察院委員会議長の招集によって少なくとも3カ月に1回開催される会議の活動によって実施される。

地方人民検察院委員会会議の議決は、多数決をもってなされる。採決票が同数の場合は、地方人民検察院委員会議長の意見を仲裁案として採用する。

24条 (改正) 人民検察院の人材構成

人民検察院は、以下のような人材で構成されている。

1. 最高人民検察院長官
 2. 最高人民検察院副長官全員、この中の1人が最高軍検察院長である。
 3. 高等人民検察院院長全員、高等人民検察院副院長全員
 4. 県人民検察院長、首都人民検察院長、県人民検察院副院長全員、首都人民検察院副院長全員
 5. 地域人民検察院長、地域人民検察副院長全員
- これ以外に各レベルの人民検察院には、人民検察院検察官、人民検察院検察官補、法律専門職員ならびに行政職員がいる。

設置されたいずれの郡人民検察院、テーサバーン人民検察院、ナコーン人民検察院も人材構成は地域人民検察院と同じである。

25条 (改正) 人民検察院長と人民検察院検察官の基準

人民検察院長と人民検察院検察官は、以下の総合基準を満たさなければならない。

1. 生まれた時からのラオス国民であること、年齢25歳以上
2. 確固たる政治資質がある、道徳心があり品行方正、正しい倫理、自身の職務実施に対して純粋誠実である。
3. 法律面における教育レベルが上級以上、検察業務カリキュラム研修受講を終了した。
4. 故意の犯罪による刑事事件の処罰を受けていない。
5. 健康である。

人民検察院長と人民検察院検察官には他にも特別基準がある、自分の級とレベルは別規則の中で規定されている。

人民検察院法

26条 (改正) 選挙、任命、異動あるいは解任

最高人民検察院長官は、国家主席の提言に沿って国会によって選挙あるいは解任される、任期は国会と同じ長さである。

最高人民検察院副院長官は、最高人民検察院長官の提言に沿って大統領によって任命、異動あるいは解任される。

高等人民検察院長、県人民検察院長、首都人民検察院長、地域人民検察院長は、人民検察院があるところの県人民会議が承認した後、県人民会議常任委員会の提言に沿って最高人民検察院長官により任命、異動あるいは解任される。

高等人民検察院副院長、県人民検察院副院長、首都人民検察院副院長、地域人民検察院副院長、人民検察院検察官、人民検察院検察官補、法律専門職員と管理職員は、最高人民検察院副院長官によって任命、異動あるいは解任される。

高級軍検察院副院長、高等軍検察院院長ならびに副軍検察院長は、高級軍検察院長の提言に沿って、最高人民検察院長官により任命、異動あるいは解任される。

郡検察院検察官、郡検察院検察官補、法律専門職員と管理職員は、高級軍検察院長は、軍検察院法の中で規定されたように高級軍検察院長によって任命、異動あるいは解任される。

27条 (改正) 最高人民検察院長官の権限と職務

最高人民検察院長官は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 全国範囲で法律を尊重し、実施するモニタリング調査を指導し引率する。
2. 人民検察院における職員の業務実施の指揮、引率と調査を行う。
3. 研究業務を指揮し、法案と他の法律行為を国民議会会議あるいは国民議会常務委員会に提案し検討する。
4. 正しくそして統一的に施工するために、国民議会常務委員会に提案して規定条項のいずれかの解釈をする。

5. 犯罪者であると起訴された人民検察院院長、人民検察院副院長、人民検察院検察官と人民検察院検察官補の刑事裁判実施に関して意見を出す。

6. 違法である下位の人民検察院長の命令を破棄する。

7. 最高人民裁判所に対して、裁判に関する声明文を作る。

8. 人民裁判所の出す第一審の判決あるいは上告審の判決に異議申立てをする。

9. 新しい証拠が見つかった場合は、最高人民裁判所に対して裁判のやり直しを申請する。

10. 最高人民検察院の副院長の任命あるいは解職を申請する。

11. 組織メカニズム構成を規定する、最高人民検察院の人数。

12. 人民検察院長、人民検察院副院長、地方検察院委員会、人民検察院検察官、法律専門職員ならびに人民検察院の行政職員の任命、移動あるいは解職をする。

13. 人民検察院委員会会議を招集して議長を務める。

14. 裁判官大会議に参加し、そこで見られた、憲法ならびに法律に合致していない間違えた議決を国民議会常務委員会に報告する。

15. 国会が開かれていない時に、国会の会議あるいは国民議会各委員委員会に人民検察院の組織状況と活動を報告する。

16. 法律の中で規定されているように権利を使い他の職務を遂行する。

28条 (改正) 最高人民検察院副院長官

最高人民検察院副院長官は、職務実施において最高人民検察院長官の業務を補佐し、最高人民検察院と湯かんの委譲に沿って特別に何らかの業務責任を持つ。

最高人民検察院長官が多忙の場合は、委譲を受けた最高人民検察院副院長官が代理で検事総長を務める。

29条 (改正) 最高人民検察院委員会の義務と職務

最高人民検察院委員会は、自身の責任範囲に沿って以下のように義務と責任を有する。

1. 検察院業務の開発に関して戦略計画に承認合意する。
2. 人民検察院の法案に対して研究し意見を出す。
3. 絶対的に施行可能な一審の死刑判決あるいは再審の死刑判決に対して研究し意見を出す。
4. 最高人民検察院検事総長の提言に沿ってやり直し裁判に対して研究し意見を出す。
5. 最高人民検察院の官房室長、副官房室長、局長全員、副局長全員、検察研究 - 最高人民検察院研修所の局長と副局長、地方人民検察院長ならびに地方人民検察院副院長の任命、異動あるいは解職を研究し意見を出す。
6. 最高人民検察院のメカニズムの建設あるいは解体を研究し意見を出す。
7. 人民検察院の計画、年次予算計画に対して研究し意見を出す。
8. 最高人民検察院長官が必要だとみなした他の業務を研究し意見を出す。

30条 (改正) 地方人民検察院委員会の義務と職務

自身の責任範囲に沿って地方人民検察院委員会は、以下の義務と職務を有する。

1. 人民検察院業務開発計画に承認合意する。
2. 人民検察院のメカニズム建設あるいは解体に対して研究し意見を出す。
3. 人民検察院の官房室長、副官房室長、全課長、全副課長、全セクション長、全副セクション長、全ユニット長、全副ユニット長の任命、異動あるいは解職に対して研究し意見を出す。
4. 地方人民検察院長の提言に沿って複雑で困難な捜査取り調べならびに防止基準の使用方法に関して研究して意見を出す。
5. 地方検察院長の提言に沿って複雑で困難な事件、終身自由はく奪刑あるいは死刑の処罰を受ける犯罪に対して研究し意見を出す。
6. 人民検察院の計画、年次予算計画に対して研究し意見を出す。

7. 人民検察院長が必要だと見ている他の職務に対して研究し意見を出す。

31条 (改正) 高等検察院長の権利と職務
自身の責任範囲に沿って高等検察院長は、以下の義務と職務を有する。

1. 法律施行のモニタリング調査を研究し指導し引率する。
2. 高等検察院ならびに県検察院、首都検察院の業務職務実施について指導、引率そして調査する。
3. 県人民検察院、首都人民検察院に対して法律的なアドバイスをする。
4. 法律に合致しない間違えた下位の人民検察院長の命令を破棄する。
5. 高等人民裁判所に対して控訴審および破棄審をするようにコメントを出す。
6. 下位裁判所での判決ならびに自身のレベルでの判決に対して不服を申し立てる。
7. 最高検察院長官に対して高等人民検察院の業務活動を報告する。
8. 県人民会議が開かれていない時、県人民会議あるいは県人民会議常任委員会に対して高等人民検察院の組織状況と活動を報告する。
9. 法律の中で規定されたように権限を行使し他の職務を遂行する。

32条 (改正) 高等人民検察副院長の権限と職務

職務遂行において高等人民検察副院長は、高等人民検察院長業務を輔佐する、そして高等人民検察院長の委譲に沿って特別に何らかの業務の責任を負う。

高等人民検察院長が対応できない場合、委譲を受けた高等人民検察副院長が代理としてその業務を行う。

33条 (改正) 県人民検察院長、首都人民検察院長の権利と職務

自身の責任範囲に沿って県人民検察院長、首都人民検察院長は、以下の権限と職務を有する。

1. 法律施行モニタリング調査を指揮し引率を行う。

人民検察院法

2. 自身の人民検察院ならびに地域人民検察院の業務職務遂行を指揮、引率し調査する。
3. 地域人民検察院に対して法律面におけるアドバイスをする。
4. 法律に沿っていない間違えた地域人民検察院の命令を破棄する。
5. 起訴された者を裁判にかける命令を出す、ならびに地域人民検察院長が起訴命令できる権利と職務の範囲にない罪に関して、県人民裁判所、首都人民裁判所に表明を出す、県人民裁判所、首都人民裁判所に対して控訴する声明を出す。
6. ある条件によっては犯罪人の期限前保釈に関して県人民裁判所、首都人民裁判所に声明を出す。
7. 下位にある裁判所の判決、自身のレベルにある裁判所の判決、控訴審判決に対して反対を提言する。
8. 高等人民検察院長ならびに最高検察院長官に対して自身の組織状況と業務活動を報告する。
9. 県人民議会が会議を開催していない時、自身の所在する県にある県人民会議あるいは県人民会議常任委員会に対して、県人民検察院、首都人民検察院の組織状況と業務活動を報告する。
10. 法律の中で規定されているように権利を使い他の職務を遂行する。

34条 (改正) 県人民検察院副院長、首都人民検察院副院長

職務遂行において県人民検察院副院長、首都人民検察院副院長は、県人民検察院長、首都人民検察院長の業務を輔佐する、そして県人民検察院院長、首都人民検察院院長の委譲に沿って特別に何らかの業務責任を負う。

県人民検察院院長、首都人民検察院院長が対応できない場合、委譲を受けた県人民検察院副院長、首都人民検察院副院長が代理としてその業務を行う。

35条 (改正) 地域人民検察院長の権限と職務

自身の責任範囲に沿って地域人民検察院長は、以下の権限と職務を有する。

1. 法律施行モニタリング調査の指揮ならびに引率を行う。
2. 人民検察院の業務職務実施の指揮、引率ならびに検査を行う。
3. 起訴された者を裁判にかける命令を出し人民裁判所に声明を出す。
4. 人民裁判所の判決に反対を提言する。
5. 自身の組織状況と業務活動を県人民検察院長、首都人民検察院長に報告する。
6. 法律の中で規定されたように権利を使い他の職務を遂行する。

郡、テーサバーン、ナコーンのいずれかで人民検察院が建設された場合は、前述の人民検察院長は、地域人民検察院長と同じ権利と職務を有する。

36条 (改正) 地域人民検察院副院長

地域人民検察院副院長は、地域住民検察院長の業務を輔佐する職務を持ち、地域人民検察院長の譲渡に沿って特別な何らかの業務の責任を持つ。

地域人民検察院長が対応できない場合、委譲を受けた人民検察院副院長が代理としてその業務を行う。

37条 (改正) 人民検察院職員の権利と職務

人民検察院職員は、人民検察院長の委譲に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 事件の捜査取り調べを実施する。
2. 裁判において出廷者に供述させる。
3. 事件について証拠データを収集する。
4. 捜査取り調べ係官と共に裁判に参加する。
5. 事件書類の研究総括を行う、人民検察院長の声明文あるいは同意文の草案を作る。
6. 法廷に参加する。
7. 命令、仲裁裁定、判決ならびに絶対的に使用可能な判決の実施についてモニタリング調査を行う。
8. 留置場、拘留場、矯正センター、矯正施設のモニタリング調査を行う。
9. 検察業務に関して育成教育とレベルアップを受ける。

10. 法律の中で規定されているように権利を使って他の職務を遂行する。

38条 (改正) 人民検察院検察官の権利と職務

人民検察院検察官補は、人民検察院検察官からの委譲により以下の権利と職務を有する。

1. 裁判実施においてこれに参加し出廷者の供述を記録する。
2. 事件書類の研究補助と総括ならびに人民検察院長の声明文の草案を作る。
3. 事件に通し番号を付ける、事件書類の分類ならびに書類目録を作る、事件書類の整理と裁判統計を取る。
4. 名簿作りと事件証拠物件の追跡収集をする。
5. 起訴された者、矯正を受けた者、犯罪者の名簿と統計を取る。
6. 召喚状²、召集状³の作成を行う。
7. 検察業務について育成教育とレベルアップを受ける。
8. 譲渡に沿って権利を使い他の職務を遂行する。

第III編

人民検察院の活動

第1章

一般モニタリング調査

39条 (改正) 一般モニタリング調査

一般モニタリング調査とは、正しくそして統一的にすべての省、省と同格の政府機関、ラオス建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、地方行政機関、企業と国民の法律施行をモニタリング調査することである、法律と合致させるために、犯罪を防止して反対し、前述した機関の出す法的行為をモニタリング調査する。

40条 (改正) 一般モニタリング調査において人民検察院の権限と職務

一般モニタリング調査において人民検察院は、自身の持つ責任範囲に沿って権限

と義務を以下のように有する。

1. 人民検察院は、職務によってあるいは個人または組織の提言、訴えに沿って、政府組織、ラオス建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、企業、公務職員、国民の法律施行ならびに前述した関係機関の法律行為を調査する権利と義務を持つ。法律違反が見つかった場合は、関係機関に解決を申請しなければならない。この違反が刑事上の違法であると判明した場合は、人民検察院長は法律に従って法的措置を進めなければならない。
2. 法律行為を督促しそして関係する個人または組織の代表を呼んで法律違反に関して説明させる。
3. 法律に合致していない省、省と同格の組織、ラオス建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、地方行政機関、企業の法律行為の一時停止あるいは破棄を、前述した組織機関あるいは関係する上層部の組織機関に提言する。
4. 犯罪統計の収集、犯罪発生原因を研究、分析、調査をする、犯罪反対ならびに犯罪抑止の処置を実施する。
5. 建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関ならびに企業に法律違反の制限と絶滅、犯罪発生の原因と条件について提言する。
6. 法律の中で規定されたように権限を使い他の職務を遂行する。

41条 (改正) 個人、法人ならびに組織に対する人民検察院の法的行為実施強制効果

自身の権限と職務範囲の中で出される各レベルにおける人民検察院の合意、命令、勧告ならびに通達は、各政府組織機関、建国戦線、大衆組織機関、企業、政府公務員ならびに国民に対して強制実施させる効果がある。

個人、法人ならびに組織に対する人民検察院の法律違反の提言は、提言を受けた日から数えて政府公務日15日以内に検討され解決されなければならない、もし前述した規定日数を過ぎた場合は、検討し解決するために、人民

² 裁判所への出頭を求める書類。

³ 村役場等への出頭を求める書類。

人民検察院法

検察院は上層部あるいは個人、法人の組織または関係する機関に申し入れなければならない。

第2章

モニタリング調査

捜査 - 取り調べ機関の法律施行

42条 (改正) 捜査 - 取り調べ機関の法律施行モニタリング調査

捜査 - 取り調べ機関の法律施行モニタリング調査は、捜査 - 取り調べ過程における法律施行のモニタリング調査を正しく、すべての面で、完全に、そしてプロセスに沿って、以下の目的のために行うことである。

1. 捜査 - 取り調べ機関の規則、法律実施が正しく法律に合致しているかあるいは法律違反であるか明白にする。
2. 家宅搜索、拘束、逮捕、拘留、起訴されている者の保釈などが法律に沿って正しいものであるかあるいは法律違反があるか、捜査 - 取り調べ方法ならびに防止基準を調べる。
3. 刑事事件の起訴に関して捜査 - 取り調べ機関が法律施行を厳格に行うようにさせる。
4. 捜査 - 取り調べ機関長から公開捜査 - 取り調べ命令を出すべきかあるいは出さないか、確固たる証拠があるか否かどうか、ならびに法律に沿って正しいか。
5. 起こった各犯罪を研究し明白にする、ならびに法律に沿って犯罪者を逃さないで処罰する。
6. 解決のための対策を立てるために、犯罪の原因と条件を明白にする。

43条 (改正) 捜査 - 取り調べ機関の法律実施モニタリング調査における人民検察院の権利と職務

捜査 - 取り調べ機関の法律実施モニタリング調査において、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 犯罪に関する事件書類一式、書類、証拠物件ならびに様々な情報を捜査 - 取り調べ機関に督促する。

2. 刑事事件の捜査 - 取り調べに参加する、あるいは必要な場合は、独自で捜査 - 取り調べを実施することもできる。
3. 法律に沿って正しくない、あるいは理由のない捜査 - 取り調べ機関の命令を破棄する。
4. 捜査 - 取り調べ、防止対策ならびに犯罪者の探し方、罪の分類に関して文章の形でアドバイスする。
5. 容疑者の拘束命令、逮捕命令、拘留、起訴されている者の保釈、現行犯ではない、あるいは緊急でない場合に関しての家宅捜査などの命令を出す。
6. 法律の中で規定されている捜査 - 取り調べ時間ならびに勾留時間の延長をする。
7. 捜査 - 取り調べ機関に事件の書類を送付する、それと一緒に捜査 - 取り調べに関するアドバイスも付け足す。
8. 事件を法的に処理する場合において法律違反をした捜査 - 取り調べ係官に対して、捜査 - 取り調べを停止するよう命令するために、捜査 - 取り調べ機関長に命令を出す。
9. 公開捜査 - 取り調べ実施命令を出す、事件の起訴停止あるいは一時中止の命令を出す。
10. 法律の中で規定されたように権限を使い他の職務を施行する。

44条 (改正) 捜査 - 取り調べ機関に対する人民検察院の法律行為実施における強制効果

人民検察院長の各命令ならびにアドバイスは、捜査 - 取り調べ機関にとって強制効果を持つ。

第3章

裁判に訴える命令

45条 (改正) 訴えられた者を裁判にかける命令

訴えられた者を裁判にかける命令とは、人民検察院長の出す命令で、法律に沿って、公訴事項を訴えられた者に渡し、それと同時に事件書類、訴えられた者ならびに証拠を裁判所に送付し審理し判決を出す。

訴えられた者を裁判にかける命令を出す権限があるのは、人民検察院だけである。

刑事事件において人民検察院は、政府の代表で原告である。

訴えられた者を出廷させる命令は、刑事訴訟法の中で規定されている。

46条 (改正) 裁判にかける命令と裁判所に対する声明
裁判にかける命令と裁判所に対する声明を出す前に、人民検察院は裁判にかける命令と裁判所に対する声明を証明するために、事件書類を様々な面から、完全にならびに過程に沿って研究し、証拠がすべて揃っていてそれが確固たるものであることを保証しなければならない。

刑事訴訟法の中で規定されているように、人民検察院は、訴えられている者を裁判にかける命令を直接実施する。

事件の書類を人民裁判所に送付し検討する前に、人民検察院の公訴命令は訴えられている者に対して、少なくとも公務日3日以内に知らされなければならない。

第4章

モニタリング調査

裁判所での裁判の進行における法律施行

47条 (改正) 裁判所での裁判進行における法律施行のモニタリング調査

命令、仲裁裁定、判決あるいは控訴審判決を正当で正義あるものにするために、人民検察院は、裁判所における法律施行モニタリング調査を、すべての面で、完璧に、過程に沿って、ならびに裁判所での裁判の進行プロセスにそって正しく実施する。

48条 (改正) 裁判所での裁判進行に際しての法律施行のモニタリング調査における人民検察院の権限と職務

裁判所での刑事事件裁判進行における法律施行のモニタリング調査に際して、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下のような権限と義務を有する。

1. 公訴し裁判所に表明し、法廷における事件の尋問が法律に沿って正しく行われるように検査するために、自身のレベルでの法廷における刑事事件裁判に参加する。
2. 刑の決定ならびにその罪にどの法律条項を適用したかを含んで、自身の公訴命令に沿っての裁判所

の判決あるいは再審での判決が正しいか否かを調査する。

3. 法的に確固たる理由がないあるいは正しくないと思われる下位ならびに自身の人民裁判所のまだ絶対的に施行できない仲裁裁定、判決、控訴審での判決に対して反対を提言する。
4. 裁判所の判決前に自身の反対提言を撤回する。
5. 新たな証拠が見つかった場合、法律に沿って裁判の見直しを提言する。
6. 法律の中で規定されているように権利を使い他の職務を遂行する。

49条 (改正) 民事裁判、商売、家族、児童、労働ならびに他の事件の審査での法律施行モニタリング調査における人民検察院の権利と職務

政府と社会の利益を守るために、あるいは民事裁判、商売、家族、児童、労働ならびに他の事件審査において、行為に関しての能力がない個人の利益を守るために、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と義務を有する。

訴える者がいない場合

1. 民事における原告となる。
2. 事件証拠を揃え人民裁判所に訴える。
3. 人民裁判所に対して文面で声明を出す。
4. 声明を出すために自身のレベルにおける法廷に参加する。

訴える者がいる場合あるいは民事での原告が存在する。

1. 事件書類を研究し文面にして人民裁判所に対して表明する。
2. 声明を出すために自身のレベルにおける法廷に参加する。
3. 法律の中で規定されたように権限を行使して職務を実施する。

50条 (改正) 民事裁判、商売、家族、児童、労働ならびに他の事件の審査での法律施行モニタリング調査

民事裁判、商売、家族、児童、労働ならびに他の事件の審査での法律施行モニタリング調査で、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と職務を有する。

人民検察院法

1. 人民裁判所が送付してくれた総括文あるいは事件書類を研究する。
2. 声明を出すために、声明文を作るそして自身レベルの公判審理に参加する。
3. 声明文を發表し引き渡すために、自身レベルの法廷に参加する。
4. 法的に確固たる理由がないあるいは正しくないと見られる下位ならびに自身のレベルの人民裁判所のまだ絶対的に施行できない仲裁裁定、判決、控訴審での民事判決、商売、家族、労働ならびに他の事件に対して反対を提言する。
5. 法律の中で規定されているように権限を行使し他の職務を遂行する。

第5章 裁判所

51条 (改正) 裁判所の判決実施モニタリング調査

裁判所の判決実施のモニタリング調査は、命令、絶対的な命令、判決あるいは裁判所の絶対的に使える判決を、法律の中で規定されたように正しく完璧に施行させることである。

52条 (改正) 裁判所の判決実施のモニタリング調査における人民検察院の権限と職務

裁判所の判決実施のモニタリング調査において、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 裁判所の判決あるいは控訴審判決実施命令の写しを受け取る。
2. 職員に裁判所の判決を実施するように提言する。
 - 命令、絶対的な命令、判決あるいは裁判所の控訴審判決実施状況を報告する。
 - 命令、絶対的な命令、判決あるいはまだ実施されていない絶対的に使用可能な裁判所の控訴審判決を実施する。
3. 法律の施行、民事上の清算、裁判手続き費用、税金費用、罰金を徴収して予算の中に譲渡する、資産の差し押さえを国有化する、刑事罰の実施などの裁判所の判決実施の正しさを検査する。

4. 命令、絶対的な命令、裁判所の判決あるいは控訴審判決に沿って、誤った実施を変える、破棄する、一時停止することを提言する。

人民検察院の各提言に対して、裁判所の判決執行局職員は、提言を受けた日から数えて政府業務日 30 日以内に実施しなければならない。

第6章

法律施行のモニタリング調査

留置施設、拘置場、矯正センター、矯正施設

53条 (改正) 留置施設、拘置所、矯正センター、矯正施設における法律施行のモニタリング調査

留置施設、留置所、矯正センター、矯正施設ならびに裁判所の他の強制処置実施場における法律実施のモニタリング調査は、法律、規則と拘束、勾留、矯正の条件に沿って、終身懲役刑ならびに裁判所の他の強制処置を正しく実施するためである。

54条 (改正) 留置施設、拘置所、矯正センター、矯正施設での法律施行のモニタリング調査における人民検察院の権限と職務

留置施設、拘置所、矯正センター、矯正施設での法律施行のモニタリング調査における人民検察院の権利と職務は以下のごとくである。

1. 早急に解決処置を立てるために、容疑者、訴えられた者、被告、矯正された者あるいは囚人の拘束、拘留、移動、外に治療に出る、ならびにその保釈が法律で規定されたように正しく実施されたか否か調べる。
2. 留置場、拘置場、矯正センター、矯正施設、裁判所の他の強制処置実施場が法律の中で規定されたように制度化しているかあるいはいつそれが制度化されるか現場に行き調査する。
3. 拘束、逮捕、勾留、保釈、矯正ならびに裁判所の他の強制処置実施に関する書類を検査する。
4. 拘束された者、勾留された者、矯正された者ならびに裁判所の他の強制処置実施の管理を検査するとともに前述したこれらの人間に質問する。
5. 拘束された者、勾留された者、矯正された者ならびに裁判所の他の強制処置を受けた者に対す

る係官の行為がどのようなものであったか検査する。係官の行為に違法および規則違反が見られる場合は、警告しなければならない。その行為が刑事罰であるならば法律に沿って法的措置を進める。

6. 法律に沿わずに不正に拘束された者、勾留された者、矯正された者ならびに裁判所の他の強制処置を受けた者に対して、直ぐに命令を出し保釈しなければならない。
7. 恩赦を受ける条件を持つ犯罪者の研究、検討、分類ならびにリスト作成に参加する、国家主席令に沿って恩赦の実施検査に参加する。
8. 拘束場所、勾留場所、矯正センター、強制施設内において、訴えられた者、被告、矯正を受けた者、犯罪者で治療を受ける許可を得た者、あるいは、ある場所から別の場所に移動して処罰を受ける許可を得た犯罪者の名簿を検査する。
9. 法律に合致させるために拘束場所、勾留場所、矯正センター、強制施設の責任長の様々な命令と規則を検査する、そして前述した責任長に法律違反の原因を説明させる。
拘束場所、勾留場所、矯正センター、矯正施設の責任長は、法律の中で規定されているように、拘束、勾留、矯正の規則遵守に関して人民検察院長の命令に従って実施しなければならない。
10. 法律の中で規定されたように権利を使い、他の業務を行使する。

55条 (改正) 起訴された者、被告、矯正を受けた者ならびに犯罪者の起訴状、提案書を送付する際の責任

勾留場、矯正センターならびに矯正施設の責任委員会は、収容してから48時間以内に人民検察院に対して、起訴された者、被告、矯正を受けた者ならびに犯罪者の起訴状、提案書を送付しなければならない。

第IV編 業務方法の体制

56条 (改正) 業務体制

各クラスの人民検察院は、統一し中央集中された人民検察院体制をなし、最高人民検察院長官によって指揮されている、下位の人民検察院長は上位の人民検察院長の下に位置する。自身の職務実施において、下位の人民検察院長は、法律と最高人民検察院検事総長の命令にそって実施を行う。

人民検察院は、業務職務において、法の正義を基本として合法的に実施し、法律の実施を正しく統一的に行うことを保証する。

57条 (改正) 業務方法

計画を立て、仕事を分け個人に責任分担し、検査、総括し、知識経験を伝えそして報告し、自身の上位機関からアドバイスを受け、他のセクションならびに関係する地方行政機関と共同実施することにより、人民検察院は業務職務の実施を行う。

第V編 禁止事項

58条 (改正) 人民検察院職員の禁止事項

人民検察院の職員が以下の行為をすることを禁止する。

1. 個人、家族あるいは親戚の利益を得るために地位、職務、権利を乱用する。
2. 法律の中で規定されている範囲を超えて権限、職務を実施する。
3. 訴えられた者、被告、あるいは事件における係争相手を強制ならびに恐喝する。
4. 職務に対して無関心、事実を捻じ曲げる、訴えられた者、被告、犯罪者あるいは事件における係争相手を隠すあるいは隠匿する。
5. 事件の法的処置を進めることから利益を得るために事件の書類を取り押さえる、わざと時間をかけて書類を出さない。
6. 係争相手、個人そして組織に賄賂を督促、要求、受け取る。
7. 利益を得るために訴えられた者、被告、あるいは事件における係争相手と連絡を取る。
8. 事件の書類の中にある書類、証拠を見せない、隠す、事件の証拠物件を使用する、壊す。
9. 政府の機密を漏洩する。

人民検察院法

10. 他の法律違反となる行為がある。

59条 (改正) 事件の法的処置を進めるに際して参加者に対する禁止事項

事件の法的処置を進めるに際して参加者に対する禁止事項には、以下の行為がある。

1. 人民検察院職員 - 公務員、事件の法的処置進行に対しての証拠情報の提供者あるいは関係者を妨害する、混乱させる、恐喝する。
2. 真実ではない証拠情報を報告、提供する、事件の中で証拠となる書類、物品を隠し、破壊する。
3. 事件に関する証拠情報の提供を拒否する。
4. 人民検察院職員 - 公務員、証人あるいは関係する個人に賄賂を渡す。
5. 職員 - 公務員を侮辱、誹謗中傷する。
6. 他の法律違反となる行為がある。

60条 (改正) 個人ならびに組織にとっての禁止事項

個人ならびに他の組織が以下の行為をすることを禁止する。

1. 人民検察院職員 - 公務員の職務遂行に対して、介入、干犯、妨害する。
2. 事件に関する情報、証拠を見せない、隠匿あるいは破壊する。
3. 人民検察院職員 - 公務員、証人あるいは事件に関係する他の個人を恐喝するあるいは傷害を負わせる。
4. 被疑者、訴えられた者、被告、犯罪人事件の係争相手を保護する、隠す。
5. 人民検察院職員 - 公務員に賄賂を渡す。
6. 人民検察院職員 - 公務員を侮辱、誹謗中傷する。
7. 人民検察院あるいは人民裁判所の命令なくして拘束、逮捕、勾留、家宅捜査を行う。
8. 事件の証拠物件を使用する損傷させる。
9. 法律違反となる他の行為をする。

第VI編

人民検察院モニタリング調査

61条 (改正) モニタリング調査の種類

人民検察院のモニタリング調査には、以下の2種類がある。

1. 人民検察院上層部が検査者となる内部モニタリング調査で人民検察院の下部を法律に沿ってモニタリング調査する。
2. 法律に沿って行われる外部モニタリング調査で国会と県人民検察院による。

62条 (改正) モニタリング調査の内容

人民検察院モニタリング調査の内容は、以下のごとくである。

1. 人民検察院の役割、権限と職務を検査する。
2. 捜査 - 取り調べ方法と防止処置の使用など人民検察院の法律施行を検査する。
3. 統制に便宜を図る、組織と人材面における管理を検査する。
4. 人民検察院の職員 - 国家公務員に対する、インセンティブと処置の実施を検査する。

63条 (改正) モニタリング調査の形態

人民検察院のモニタリング調査は、通常計画に沿って、事前通知ならびに緊急という形態で実施される。

第VII編

人民検察院の設立日、印鑑、徽章、マーク
制服、勤務証ならびに予算

64条 (改正) 人民検察院の設立日

人民検察院の設立日は、1990年1月9日である。

65条 (改正) 人民検察院の印鑑

各クラスの人民検察院は、自身の印鑑を所有している、これは円形である、円形の中心部には国家のデザインがある、円形内の縁の上部には「人民検察院」という内容が記載され、下部は五角形星で上部と区切られ、自身のクラスの人民検察院の名称が記載されている。

最高人民検察院の印鑑は、上部の円形の淵の中には「ラオス人民民主共和国」という記載があり、下部は五角形星で上部と区切られて、「人民最高検察院」という記載がある。

66条 (改正) 人民検察院職員の徽章、マーク、制服なら
びに常勤就業証

最終規定

人民検察院職員の徽章、マークならびに制服は、人
民最高検察院長官の提言に沿って国民議会ぞユむ委員会の
合意による。

人民検察院の職員 - 国家公務員常勤就業証は、人
民最高検察院長官によって発行される。

67条 (新) 人民検察院職員の徽章

人民検察院職員の徽章は、最高人民検察院長官が
規定し発行ならびに使用管理を実施する。

68条 (改正) 人民検察院の予算

人民検察院の予算は、法律に沿って、最高人民検
察院が自分より下位の人民検察院からの予算計画を総括し、総
合的な予算計画を立て、許可を申請することにより垂直的に
計上される。

軍人民検察院の予算は、国防省による。

人民検察院長、人民検察院副院長、人民検察院検
察官ならびに人民検察院検察官補は、給料の等級号の指標と特
別手当のインセンティブがある、これは別の規定の中で定め
られている。

第 VIII 編

功績をあげたものに対するインセンティブならびに違反者
に対する措置

69条 (改正) 功績をあげた者に対するインセンティブ

この検察院の実施において、個人、法人あるいは組
織で素晴らしい功績をあげた者は、規則に沿って保護、賞賛
ならびにインセンティブを受ける。

70条 (改正) 違反者に対する措置

個人、法人あるいは組織でこの検察院法に違反し
た者、政府、社会の利益あるいは、市民の正当な利益に対し
て損害を与えた者は、自分が起こした損害賠償を支払うと同
時に、その各ケースの軽重に沿って、研修教育、規律処分、
罰金あるいは刑事事件処罰などの措置の実施を受ける。

第 IX 編

71条 (改正) 施行組織

この検察院法の施行機関は、ラオス人民民主共和
国政府ならびに最高人民検察院である。

72条 (改正) 有効

この検察院法は、ラオス人民民主共和国国家主席
が公布宣言に関する国家主席令を出し、そして政府公式時事
報告書に記載されて 15 日をもって有効とみなす。

この検察院は、2009 年 11 月 26 日付書類番号 10
/ソーポーソー (国会の略語)、人民検察院法にとって代わる
ものである。

この法律に抵触する制限項目、規定条項は、すべて
破棄される。

ラオス人民民主共和国

国民議会議長のスタンプ

署名 パニー ヤートオートゥー